

工事書類の電子メール活用方法
(段階確認・立会願、休日・夜間作業届)

1. 適用範囲

監督員と受注者間で合意した工事

2. 対象書類

- (1) 段階確認・立会願
- (2) 休日・夜間作業届

3. 活用手順

(1) 段階確認・立会願

受注者	発注者
<p>① 「確認内容」「施工予定時期年月日」等を記載した【段階確認・立会願】を添付し担当監督員に送信する。</p> <p>③ 監督員からの返信を確認し、「確認方法」「確認年月日」を記載する。</p> <p>④ 現場立会の実施</p> <p>⑤ 監督員からの聞き取り及び現場立会の状況をもとに、「確認結果」「確認者」「監督員確認年月日」を記載した【段階確認・立会願】を担当監督員に送信する。</p> <p>⑨ 2回目以降は、前回送信した【段階確認・立会願】に追記し、①の手順から行う。</p>	<p>② 立会日を確認し、受注者へその旨を返信し、書類を保存する。 ※「確認方法」(目視、計測、試験等)についてメールに記載する。 ※返信をもって監督員の立会実施の通知日とする(確認年月日)。</p> <p>④ 現場立会の実施</p> <p>⑥ 内容を確認し、適切であれば書類を保存する。記載内容に修正等がある場合は、その旨を返信する。</p> <p>⑦ 受信した【段階確認・立会願】を印刷し、総括監督員の決裁を受ける。</p> <p>⑧ 決裁を受けた後、その旨を返信する。</p>

※ 立会い写真、出来形管理表及び立会検査実施報告等を提出する場合は、監督員の指示による。

(2) 休日・夜間作業届

受注者	発注者
① 作業日等を記載した【休日・夜間作業届】を添付し担当監督員に送信する。	② 内容を確認し、適切であれば書類を保存する。
⑤ 修正等の指示があった場合、①の手順から行う。	③ 受信した【休日・夜間作業届】を印刷し、 総括監督員の決裁 を受ける。
⑥ 休日・夜間作業の実施	④ 決裁を受けた後、その旨を返信する。

※ 作業実施報告等を提出する場合は、監督員の指示による。

4. 留意事項

(1) 送受信方法

- ア メールサイズは最大2MB程度とする。
- イ 送受信の時間帯は、原則として市役所の業務時間内とする。
- ウ 送受信者は、原則として現場代理人又は主任（監理）技術者と発注者の担当監督員とする。
- エ 添付書類は、原則としてPDF形式とする。
- オ 相手側からのメールの速やかな確認と返信を徹底し、必要に応じて開封確認等の機能の利用や電話での確認を行う。

(2) 文書の共有と保存

- ア 担当監督員は、受信した書類を工事フォルダ等に保存し、課内で共有する。
- イ 送受信により完結した書類は、受発注者とも工事完成後必要期間保存する。

(3) 手順等の追加について

以下の事項は手順等の追加をすることができる

- ア 【段階確認・立会願】の事前提出の際に、総括監督員の決裁を追加する場合。
- イ メール対象者を追加する場合。

(4) 工事監理を委託する場合の取扱い

受注者、工事監理受託者及び工事担当課は手順等について事前に協議し、事務処理に遺漏のないようにすること。

段階確認・立会願

工事名：

受注者名：

確認書

No.	発議日	報告者氏名	確認内容			施工予定時期 年月日	確認方法	確認 年月日	確認結果	確認者	監督員 確認年月日
			種 別	細 別	確認項目						
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

事前提出時に受注者が記入
手順①

立会后、立会
状況と監督員
の意見をもと
に、受注者が
記入
手順⑤

監督員からの返信後、受注者が記入
手順③

※ ① この段階確認簿をもって、段階確認が実施され、確認されたものとする。なお、監督職員から段階確認の実施の通知については、「確認年月日」をもって通知とする。

② 完成図書には、最終時のものを添付する。

③ 報告者、監督員の押印は省略する。

休日・夜間作業届

工事名：

受注者名：

No.	届出年月日	作業年月日	作業時間	作業内容、作業場所	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※ 月単位等で、事前にまとめて報告してもよい。（途中、変更があれば修正して提出する。）